

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教職員課	1頁
公 告 ○	公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	3頁
お知らせ ○	令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当 に関する規則を廃止する規則	福利・給与課	3頁
○	一般競争入札について	高校教育課	4頁

訓 令

教委訓第3号

局 中 一 般
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年3月29日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項（4）教職員課の表第10号の項を次のように改める。

10	公立学校教職員の配偶者同行休業に関する事務（県立学校教職員に係るものに限る。）	1 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認			○				
		2 法第26条の6第4項の規定による配偶者同行休業の期間延長の承認			○				
		3 法第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し			○				
		4 法第26条の6第7項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員の任免			○				
		5 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年三重県条例第90号）第9条第1項の規定による届出の受理			○				

別表第2個別決裁事項（4）教職員課の表第16号の項を次のように改める。

16	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の施行に関する事務(公立学校教職員に係るものうち、県立学校教職員に係るものに限る。)	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			<input checked="" type="radio"/>				
		4 法第6条の規定による任期付職員及び臨時的任用職員の任免			<input checked="" type="radio"/>				
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長			<input checked="" type="radio"/>				
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し			<input checked="" type="radio"/>				
		8 法第19条の規定による部分休業の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則(平成4年三重県人事委員会規則12-11)第5条第1項の規定による届出に関する事務			<input checked="" type="radio"/>				

別表第2個別決裁事項(15)市町教育支援・人事担当の表第4号の項を次のように改める。

4	公立学校教職員の配偶者同行休業に関する事務(県立学校教職員に係るもの除く。)	1 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		2 法第26条の6第4項の規定による配偶者同行休業の期間延長の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		3 法第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し			<input checked="" type="radio"/>				
		4 法第26条の6第7項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員の任免			<input checked="" type="radio"/>				
		5 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年三重県条例第90号)第9条第1項の規定による届出の受理			<input checked="" type="radio"/>				

別表第2個別決裁事項(15)市町教育支援・人事担当の表第5号の項を次のように改める。

5	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の施行に関する事務(公立学校教職員に係るものうち、県立学校教職員に係るもの除く。)	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認			<input checked="" type="radio"/>				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			<input checked="" type="radio"/>				
		4 法第6条の規定による任期付職員及び臨時的任用職員の任免			<input checked="" type="radio"/>				

5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認	<input checked="" type="radio"/>							
6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長		<input checked="" type="radio"/>						
7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し		<input checked="" type="radio"/>						
8 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12—11）第5条第1項の規定による届出に関する事務		<input checked="" type="radio"/>						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和4年3月29日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
四日市市立神前幼稚園	令和4年3月31日	四日市市立神前こども園を設置するため
伊勢市立北浜幼稚園		
伊勢市立早修幼稚園		
伊勢市立神社幼稚園		
伊勢市立城田幼稚園	令和4年3月31日	少子化により、休園状態の幼稚園を廃止するため
伊勢市立豊浜東幼稚園		
伊勢市立豊浜西幼稚園		
伊勢市立沼木幼稚園		
鈴鹿市立椿幼稚園	令和4年3月31日	入園希望者が減少し、適正規模の集団による幼児教育が困難となつたため

お 知 ら せ

令和4年3月29日付け三重県公報第298号に、教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、令和1年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 木竹 平芳 定
三重県教育委員会教育長 木川 博定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第三号

令和1年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則

令和1年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和1年三重県人事委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年3月29日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 業務名

三重県立水産高等学校 実習船建造業務

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 期間

県議会議決の日から令和6年3月14日（木）（17時）までとします。

(4) 業務履行場所

落札事業者（契約相手方）が所有又は借り受けたドック施設内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去20年間に、国、地方公共団体の国内総トン数400トン以上の実習船または調査船の建造実績を有する者であること。

オ 入札に係る実習船を建造するために必要な船台を所有し、または借り受けている者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年4月21日（木）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 過去20年間に、国、地方公共団体の国内総トン数400トン以上の実習船または調査船の建造実績を有する証明として、下記の書類。

- ・当該船舶の建造工事契約の契約書等の写しまたは当該契約の支払通知書等の写し
- ・当該船舶の写真

(5) 入札に係る実習船を建造するために必要な船台を所有し、又は借り受けている者である証明として、船台許可等の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 稲濱
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年5月10日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年4月28日（木）までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年5月2日（月）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年5月10日（火）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年5月10日（火）15時

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 実習船建造業務 入札書 在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年5月10日（火）15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することができます。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Construction of a training ship for Mie Prefectural Fisheries High School.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, May 10, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Tuesday, May 10, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Tuesday, May 10, 2022.

(4) Managing Authority :

Mie Prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会